血縁より家族重視

性別変更の「父」認定 最高裁判断

性同一性障害（GID）のため性別を女性から男性に変更した夫とその妻が第三者からの人工授精でもうけた子について、最高裁が嫡出子（法律上の夫婦の子）と認める決定を出した。「画期的な判断」と当事者らからは歓迎の声が上がるが、裁判官5人の意見は賛成3人、反対2人と分かれ、高度化する生殖補助医療に法整備が追いついていない現実が浮き彫りになった。

（1面参照）

裁判官意見 3対2

性的少数者の権利尊重

「差別は許せない」と裁判の道を選んだ夫（右）と妻（左）。中央が長男＝東京家裁に不服を申し立てる直前の昨年1月19日、当時住んでいた東大阪市で長谷川直亮撮影

「性同一性障害特例法に基づき結婚を認めたということは、血縁と切り離した形で嫡出子をもうけて家族関係をつくることを封じないことにしたと考えるほかない」。多数意見に回った寺田逸郎裁判官は補足意見でそう指摘した。最高裁決定は生物学的な血縁関係より、実質的な家族関係の形成を重視し、性的マイノリティーの権利を尊重した。

今回のケースでは、父親が特例法に基づき性別変更したために、役所側が戸籍を見てその事実を把握し、嫡出子と認めなかった。だが、性別変更していない男女間で、不妊を理由に妻が夫以外の第三者から精子の提供を受けて人工授精で出産しても役所は把握できず、血縁関係がないにもかかわらず実務的には嫡出子として扱われる。決定は、今回の夫婦のような人たちが抱く「不公平感」を解消することになりそうだ。

非配偶者間の人工授精で生まれた子の一般的な扱いについて、嫡出子とすることが法的に明記されているわけではなく、「決定は、そうした夫婦にも安心感を与えるものだ」（二宮周平・立命館大教授）との見方もある。だが、東京弁護士会「両性の平等委員会」委員長の本多広高弁護士は「生まれながらの男女による夫婦にもこの決定の趣旨が及ぶかは疑問だ。裁判官の意見が3対2で割れており、かなりの議論があったと推察され、判断はペンディングされていると思う」と指摘した。

生殖補助医療の進歩に伴い、家族関係の在り方も多様化、複雑化している。決定は、立法上の手当てが追いついていない現実に一石を投じた司法判断と言える。反対意見を付けた大谷剛彦裁判長は「父子関係を認めることは現在の民法の解釈の枠組みを一歩踏み出すことになる」と述べた。法整備に向けた議論を進めることが求められそうだ。

一方、最高裁決定を受け、性同一性障害の当事者や支援者らからは「画期的だ」などと歓迎の声が上がった。

当事者団体「日本性同一性障害と共に生きる人々の会」（東京）の山本蘭代表は「本当に良かったの一言に尽きる。よく頑張った」と喜んだ。「今回の決定により、非配偶者間の人工授精で生まれた子どもは嫡出子として認められることになる。性同一性障害に限らず、生殖補助医療全般にとって画期的な決定だ」と話した。

GID学会理事長で産婦人科医の中塚幹也・岡山大大学院教授は「私たちにとっては当然だが、本当に期待していた決定だった」と評価。その上で「性別を変えたことが戸籍の表記上、すぐに分かってしまうこと自体が問題だ。記録に残す必要はあるとしても、行政の窓口担当者が一見して分かる仕組みではおかしく、運用を変える必要があるのではないか」と指摘した。

前GID学会理事長の大島俊之弁護士は「極めて常識的で妥当な決定」と冷静に受け止めた。大島弁護士は今後について「法務省は、別のケースでも今回の決定の趣旨に沿って嫡出子としての届け出を受理すべきだ」と話した。

【和田武士、山寺香、江口一】

性同一性障害って？

心身の性別一致せず 変更申し立て3738件

質問 なるほドリ

なるほドリ　性同一性障害のために女性から男性に性別を変更した人を最高裁が「父親」と認めたそうだけど、性同一性障害ってどういうものなの？

記者　身体的な性別と心理的な性別が一致せず、強い違和感に苦しむ疾患のことです。精神科的な治療だけで改善するのは難しいと言われ、男性ホルモンや女性ホルモンの投与を受けている人も多くいます。

Q　性別を変えることはできるの？

A　2004年7月に「性同一性障害者特例法」が施行され、戸籍の性別を変更することが認められるようになりました。①2人以上の医師の診断がある②20歳以上である③結婚していない④未成年の子がいない――といった条件を満たす場合、性別変更を求めて家裁に審判を申し立てることができます。

Q　これまでに性別を変えた人はどのくらいいるの？

A　最高裁によると、特例法に基づく性別変更の申し立ては、法律が施行された04年は130件（7月以降）でしたが、年々増加していて、昨年は742件に達しました。これまでの累計は計3738件に上り、大半の申し立てが認められています。また、法務省によると、今回のケースのように、特例法に基づいて性別変更した夫の妻が第三者から精子の提供を受けるなどして出産したケースは計39件（12月11日現在）あります。しかし、父子関係が認められた事例は一件も確認されていません。

Q　父親だと認めた最高裁の判断の影響は大きそうだね。

A　他の裁判所の判断基準を示す最高裁が初めて出した決定ですから、他の同様のケースにも適用されることになります。今後、「父」の欄が空白になっている戸籍の訂正を申し立てる動きが相次ぐ可能性もあります。これについて、法務省民事局の担当者は「決定の内容を精査しており、現時点では対応についてコメントを控える」と話しています。

回答・和田武士（社会部）

掲載テーマ募集中 〒100－8051 毎日新聞「なるほドリ」係へ　2013.12.12

クローズアップ 2013

生殖医療 法整備遅れ

不妊カップルの治療を目指して進展した生殖補助医療技術は、カップル以外の人の関与を可能にした。戦後、パートナー以外の男性の精液を女性の子宮に入れる非配偶者間人工授精（AID）が国内で始まり、1978年には、卵子と精子を体外に取り出す体外受精による子が英国で誕生。妊娠に不可欠な「受精」という現象に、人が手を加え、体外で実施することができるようになった。

第三者から提供された卵子や精子を体外受精で使い、卵子が老化した高齢女性や無精子症の男性が子を持つことも、技術的に可能になった。さらに、がん治療などで子宮を摘出した場合、カップルの受精卵を第三者の女性の子宮に戻す代理出産も登場した。

日本産科婦人科学会は、AID以外の第三者が関わる生殖補助医療を認めていないが、90年代後半から長野県のクリニックが卵子提供や代理出産を実施し、海外で代理出産や卵子提供を受ける例が相次いだ。最近は、不妊治療クリニックの団体が独自ルールで卵子提供を実施したり、民間団体がボランティアの卵子提供者の募集を始めたりするなど、第三者が関わる生殖補助医療は現実が先行している。独身女性が将来の妊娠に備えて卵子を凍結保存するケースや、凍結保存しておいた夫の精子を夫の死後に体外受精に使うなど、カップル以外の利用も広がりつつある。

民法は第三者が関わる生殖補助医療を想定せず、国内に公的規制もない。このため、「だれを法的に母や父とするか」「血縁関係、婚姻関係のいずれを重視するか」という疑問に答えるルールはなく、親子関係は複雑化して生まれてきた子の立場が不安定になっている。

厚生労働省部会の報告書（2003年）、日本医師会検討委（今年2月）などは、生殖補助医療での親子関係を明確化する法整備を求めてきたが、法制化は先送りされてきた。

今年10月、自民党は第三者が関わる生殖補助医療の法律を検討するプロジェクトチームを設置。卵子や精子の提供ルールとともに、親子関係を規定する民法整備の検討を始めた。

吉村泰典・慶応大教授（産婦人科学）は「従来の判決が示した生物学的な血縁関係を求める判断は、これまでに生まれた約1万5000人のAIDの子が非嫡出子になる可能性があり、疑問だった」と述べた。生命倫理に詳しい櫛島次郎・東京財団研究員は「今回の決定が第三者がかかわる不妊治療を後押しするものと受け止めるべきではない。血のつながらない養親・子への不当な偏見や差別をなくす動きにつなげていくべきだ」と話した。

【永山悦子、斎藤有香】